消防特第222号 17保安第36号 平成17年11月28日

消防庁特殊災害室長

原子力安全,保安院保安課長

石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の 配置等に関する省令の一部を改正する省令の施行について

石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令(平成17年総務省・経済産業省令第6号)が本日公布され、平成17年12月1日に施行されることとなりました。(別添参照)

今回の改正は、石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第353号)の施行に伴い、所要の規定の整備を行ったものです。

貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願い します。

〇総 務 省令第六号

石 油 コ ン ピ ナ \vdash · 等災· 害 防 止 法 留昭 和 五. + 年 法 律 第 八十四号) 第 四 + 条 第 項 及 Ţ 第二 項 並 び に 石 油 コ

ンビナー 1 等災害防 止 法施行令 (昭和五 + 年 政令第百二十九号)第三十九条の 規定に基づ き、 石 油 コ ン ピ

ナー 1 等 特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一 部を改正する省令を次の

ように定める。

平成十七年十一月二十八日

総務大臣 竹中 平蔵

経済産業大臣 二階 俊博

石 油コンビナー ト等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の 一部を改

正する省令

石 油 コ ンビ ナ } · 等 特 別 防災 区 . 域 に お け る新 設 事業 所等 \mathcal{O} 施 設地 区 0 配置等に関する省令 (昭 和 五. + 年

自治省令第一号)の一部を次のように改正する。通商産業省

第十七条第一項中「第三十五条第一項」 を「第三十九条第一項」 に改め、 同条第二 一項中 「第三十五条第二

項」を「第三十九条第二項」に改める。

第十八条第一 項中「第三十五条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、 同条第二 一項中 「第三十五条第二

項」を「第三十九条第二項」に改める。

附則

こ の 省令は、 消防法及び 石油コンビナート等災害防 止法 の 一 部を改正する法律(平成十六年法律第六十五

号) 附則第一 条第一 号に掲げる規定の施 行の 日 (平成十七年十二月一日) から施行する。

対照条文石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令案新旧

〇石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令(昭和五十一年通商産業省・自治省令第一号) (傍線の部分は改正部分)

(通知等を要しない軽易な事項) (通知等を要しない軽易な事項)	(都道府県知事への報告等) (都道府県知事への報告等)	改正案
(通知等を要しない軽易な事項) (通知等を要しない軽易な事項)	(都道府県知事への報告等) (都道府県知事への報告等)	現